

港長公示第4-2号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第2項の規定により公示する。

令和4年10月3日

衣 浦 港 長



衣浦港中央ふ頭西地区前面海域における航泊の禁止について

衣浦港中央ふ頭西地区前面海域の下記区域において、埋立工事が行われるため、工事期間中下記により船舶の航泊を禁止（当該工事作業に係わる船舶、港長が許可した船舶を除く。）する。

なお、令和元年10月18日港長公示第1-2号による衣浦港中央ふ頭西地区前面海域における航泊の禁止は、令和4年11月1日午前零時をもって、これを解除する。

記

1 期 間

令和4年11月1日から令和6年12月31日まで

2 区 域

次の各点を順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面

- イ 衣浦港中央ふとう西灯台から 290度 1950メートルの地点（防波堤上）
- ロ イ地点から 219度 20メートルの地点
- ハ ロ地点から 219度 20メートルの地点
- ニ ハ地点から 142度210メートルの地点
- ホ ニ地点から 116度360メートルの地点
- ヘ ホ地点から 117度570メートルの地点
- ト ヘ地点から 116度230メートルの地点
- チ ト地点から 11度330メートルの地点
- リ チ地点から 12度 30メートルの地点（護岸上）

3 標 識

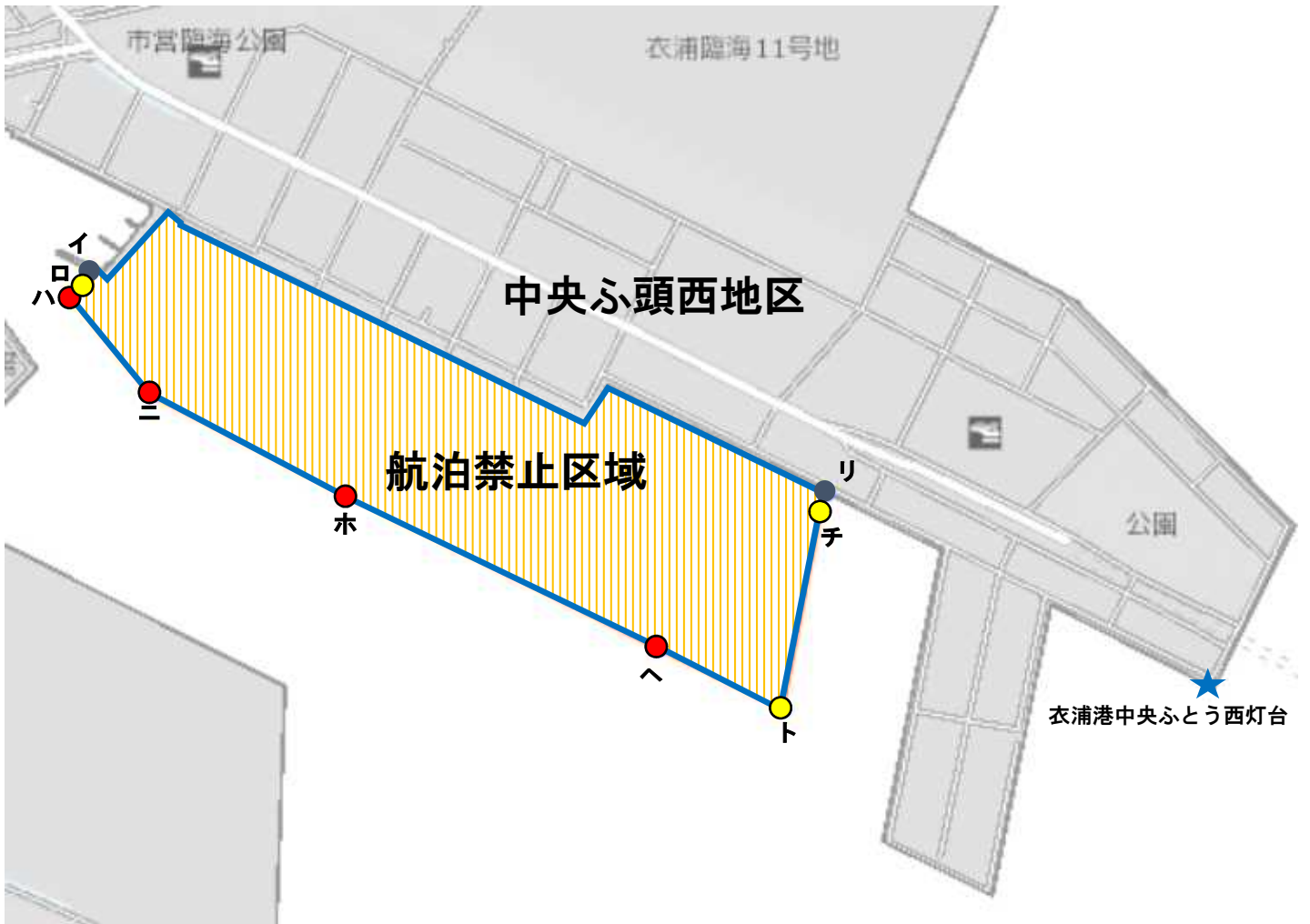
上記ロ、ト及びチ地点には、黄色灯浮標（黄色4秒1閃）、ハからへの4地点には赤色灯浮標（赤色4秒1閃）が別図のとおり設置されている。

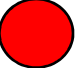



4 警戒船

工事区域周辺には、警戒船1隻が配備されている。

警戒船には、「警戒船」と記載した表示板又は横断幕が掲げられている。

別図



-  灯浮標（標体赤色、単閃赤光、毎4秒に1閃光）
-  灯浮標（標体黄色、単閃黄光、毎4秒に1閃光）
-  陸上起点
-  航泊禁止区域